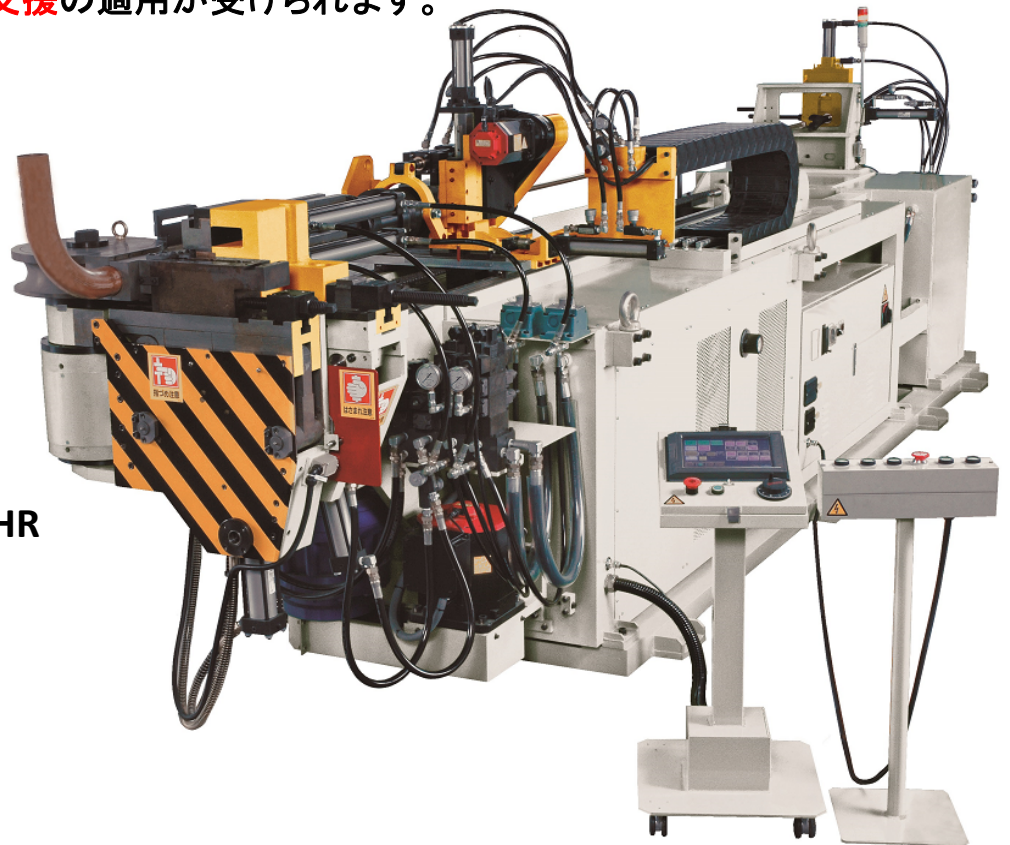


太洋のCNC型とHANC型パイプベンダーは、『中小企業等経営強化法』の適用対象機種です。同法に基づく『経営力向上計画』の申請・認定により  
○即時償却又は税額控除(7%もしくは10%) ○固定資産税の3年間半額減免  
○計画実行のための金融支援の適用が受けられます。



TB-DR-60CNC-HR



TB-DR-2HANC

『中小企業等経営強化法』とは、

- 中小企業等の稼ぐ力を向上させる取り組みを後押しするため、税制面・金融面から支援するため法律です。  
適用期間は平成31年3月31日までの投資が対象。
- 中小企業等が自社の生産性向上のための人材育成、財務管理、設備投資等の取り組みを記載した【経営力向上計画】を所管大臣に申請します。申請に必要な【証明書】は当社にお申込みください。